

事件番号 平成 18 年（ワ）第 8280 号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件
次回期日 2007 年（平成 19 年）4 月 10 日 午前 11 時 00 分
原告 菅原龍憲 外 8 名
被告 靖國神社 外 1 名

原告第 11 準備書面

（原告古野竹則が父と兄の合祀によって被っている精神的苦痛）

2007 年 4 月 1 日

大阪地方裁判所 第 24 民事部 合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井上二郎（代表）

弁護士 加島宏（事務局）

外 8 名

（記名捺印欄 別紙）

記

1 原告の身上関係

原告古野（以下、本稿では原告という）は、1930年（昭和5年）8月1日下関市で生まれた。8人兄弟であったが、長兄は後述するとおり戦死し、次兄と妹一人が病死したため、現在では姉一人、妹二人、末弟との5人兄弟である。

原告は、1937年（昭和12年）、日中戦争の始まった年に小学校に入学した。その2年後の1939年（昭和14年）、原告の父古野竹蔵は日中戦争で最初の召集を受け、中国東北地方（満州）に派遣された。父竹蔵は、太平洋戦争の始まった1941年（昭和16年）、一旦満州から帰国したものの、1943年（昭和18年）に再度召集を受け、下関市において編成された高射砲部隊に入隊し、その後沖縄に派遣された。

原告は、父が再入隊する直前の1943年（昭和18年）4月、県立下関中学校（旧制）に入学し、戦局の激化により、1945年（昭和20年）4月から当時の国鉄幡生工場に動員され、そこで終戦を迎えている。

2 兄、そして父の戦死

原告の兄古野脩は、当時陸軍の航空軍軍曹であったが、1943（昭和18）年9月6日、「フアブア飛行場」攻撃のため、東部ニューギニア「ブーツ東飛行場」を離陸出発したまま未帰還となり、1944年（昭和19年）9月13日に戦死（死亡日9月6日）が確認された（甲G第6号証）。死亡時の年齢は20歳である。

約9か月後の1945（昭和20）年6月9日、今度は原告の父古野竹蔵（当時陸軍准尉）が沖縄本島において玉砕・戦死した。父の戦死の事実は、敗戦の

翌々年の１９４７年（昭和２２年）１２月３日付けで、福岡県民生部第一世話課長から、戸籍抹消の死亡通告書で知らされた（甲Ｇ第７号証）。死亡時の年齢は５０歳である。

３ 父と兄の靖國神社合祀の事実

原告の兄と父は、いずれも家族には何の事前通告もないまま、１９５６年（昭和３１年）４月２１日、被告靖國神社本殿正床に合祀され、合祀後同年５月に、前記日時に合祀したとの通知が被告靖國神社から遺族に届いた（甲Ｇ第８、９号証）。その合祀通知書には、父・兄いずれについても、「昭和２０年１１月１９日招魂・昭和３１年４月２１日に合祀」との記載がある。

４ 原告の経歴

父が戦死した当時、原告は旧制中学校３年生（１５歳）で、学徒動員中であつた。当時原告の母は、長男、夫と相次いだ悲報に体を傷めていた。更に１９４６年（昭和２１年）７月２６日付けで、内閣恩給局から軍人恩給の廃止の通告を受け、糧道が断ち切られた。その為、原告は母と兄弟を助けるためにやむなく中学校を中退し、鉄工所で働くようになった。

その後１９４８年（昭和２３年）に知り合いの紹介で、原告は中国電力に就職した。中国電力では学力が必要ということで、定時制高校に通うようになった。またいわゆる「労働大学」へもいくようになった。その中で原告は、２４歳頃には「中国電力の労働運動のホープ」と言われるようになり、以後、労働運動に邁進する。

１９７０年（昭和４５年・原告４０歳）に中国電力を辞め、以後は、山口県日中友好協会・下関友好協会の専従となった。そして１９７６年（昭和５１年）ころ、毛沢東死後の中国共産主義の変遷のころより、原告は日中運動から撤退し、その後、市議員を送り出す為の市民運動や福祉関係のボランティア活動

を行ってきた。

5 原告の心情

前項記載の経歴のとおり、原告は様々な経験を重ねてきたが、戦後になってからの色々な運動の原点は全て「反戦」であった。原告は、戦後の運動の中で色々なことを学び「反戦」こそ一番重要な原点と考えたのである。原告はいわゆる中谷訴訟（山口自衛官合祀拒否訴訟）を支援し、その運動も行い、又、小泉靖國参拝違憲訴訟には原告の一人として加わった。

人民が再び戦争に駆り出されないようにするためには、国に戦没者を祀らせないようなする必要がある。将来の戦争のために戦没者を再利用することは許せない。また、少数者の立場に立って信教の自由を確立する必要がある。被告靖國神社に祀られることを拒否する遺族の意志に反してまで、その肉親である戦没者を護国の神と誉め称えて祀り続けることを許してはならない。その為には、国の為に死ぬことを尊いこととし、すべての戦没者を英霊として慰霊顕彰する権利を主張する被告靖國神社は、何としても拒否しなければならない。これが原告の心情であり、信念である。

原告は宗教的には浄土真宗の門徒である。門徒推進制度という中で15回以上の教育・学習を経験している。全国約800名で構成する念仏者9条の会の一員でもある。

原告の兄と父の戦死の過程をたどると、いずれも、皇国史観に基づく日本軍国主義によって、兵役を拒めず応召し、殺されたものと考えられる。原告の兄は戦死する直前、1943（昭和18）年8月に新爆撃機の引き取りのため帰国し、実家に立ち寄ったとき、「軍人は俺だけでよい。お前は軍人になるな。勉強して家を立派に継いでくれ。」と原告に言い残し、南方の戦地に就いていた。

また、沖縄本島で戦った父に関し、「玉碎」したと伝えられた中で生還した

兵隊から、慰霊祭の度毎に部隊の戦闘の実相を聞かされた。その話しによれば、父の高射砲部隊では、高射砲は武器として使えず、「父上は、50歳の体で神経痛を患いながら、家から持参した日本刀と素手で、将校の一員として、毎日切込隊を指揮し、米軍と闘い、最後は亡くなった。」とのことである。戦う武器もなく、全く勝てる見込みもないことがわかりながら、過酷な戦闘に駆り立てられた父の死は、まさに沖縄の民衆とともに天皇制（国体）護持の捨て石にされたというほかはない。

このように政府の戦争政策の犠牲になった父と兄であるのに、去る大戦における戦争責任を問われたA級戦犯とともに、遺族に諾否を尋ねることもなく一方的に靖國神社に合祀されている。

原告の家の宗教は、歴代浄土真宗本願寺派である。父と兄の死後、原告の家では浄土真宗の教えに沿って、お弔いをしてきた。にもかかわらず、A級戦犯が合祀されていたり、かつての軍事施設としての性格をそのまま引き継いでいる被告靖國神社に、原告やその他遺族のだれへの打診もなく、戦没した父と兄が一方的に祀られていることを考えると、原告は息子として、弟として、あまりにも情けなく、苦痛でならない。

6 合祀拒否の事実

父と兄が被告靖國神社に合祀されていることは、原告にとって耐えられず、原告は、2006年5月22日付配達証明付き郵便で、同神社に対し、父と兄の霊璽簿からの抹消や合祀の取消しを求めた。

しかるに被告靖國神社は、原告の要求に全く応じない。

7 原告の苦痛、損害

原告の「反戦」の思想とそれに裏付けられた長年にわたる運動及び、原告の宗教については先述のとおりである。一方、被告靖國神社は再び、国の為に喜

んで命を捧げる国民を「再生産」する為の軍国主義神社である。「反戦」を原点とする原告からすれば、本来戦争によって戦死した者は、その遺族が選択した宗教・方法で弔われ、偲ばれるべきものであり、かつそれで十分である。それ以外に他人が、遺族の望まない宗教や勝手な思惑で祀ってくれる必要性はまったくない。

にもかかわらず、戦没者を神として祀り、かつ「反戦」の思想とは全く反対の宗教思想を布教宣伝する被告靖國神社に、原告ら遺族の意志を無視して、未来永劫祀られ続けることを考えると、たとえ同神社から原告ら遺族がしている浄土真宗での弔いに干渉がなくても、その苦痛は原告にとって到底耐え難いものがある。まして、被告靖國神社は、国権を利用し、家族の承諾なく一方的に父と兄を祀ってきたのである。そのような祀りのあり方は、戦没者の遺族である原告らにはこの上なく不快であり、苦痛であり、人格をないがしろにされたと感じざるを得ない。このような事態が続くことは到底許せるものでない。

以上のとおり、被告靖國神社が合祀を取り消し、あるいは社会的にはそれと同等とみなし得る霊璽簿等からの父と兄の氏名抹消を行ってこそ、原告ら遺族の苦痛が慰謝されるものである。

以　　上